

福岡県県土整備部において使用できる 改良土の承認制度について



福岡県広報部長「エコトン」

◆制度の概要

福岡県内の工事で発生する建設発生土のリサイクルを目的に、品質等について一定の基準を満たす改良土の承認を福岡県県土整備部が行い、その利用促進を図る制度です。

◆改良土とは？

改良土とは、工事で発生した建設発生土を再生資源として使用するために改質した土のことです。

◆福岡県県土整備部において使用できる改良土の定義

- 福岡県内の改良土製造施設で新材製品（真砂土）と同程度の価格で製造したもの。
- 建設汚泥、再生土砂、その他廃棄物（福岡県認定リサイクル製品である地盤用固化材は除く。）を含まないもの。
- 品質等について一定の基準（承認要領参照）を満たすもの。
- 上記および、承認要領のすべての事項を満足するもの。

※各県土整備事務所に申込みをされる前に、県庁企画課技術調査室技術調査班で、事前の書類審査を行います。申請者は、事前に下記までご連絡ください。

お問合せ先

福岡県 県土整備部 県土整備企画課 技術調査室 技術調査班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

Tel: 092-643-3644 Fax: 092-643-3646

e-mail : dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp